



固定資産税(省エネ(熱損失防止)改修工事)減額申告書

年 月 日

東大和市長 殿

(該当する番号を○で囲んでください。)

- 1 地方税法附則第15条の9第9項又は第10項(省エネ改修が行われた住宅に対して課する固定資産税の減額)の規定の適用を受けたいので、東大和市税条例付則第10条の3第9項の規定により申告します。
- 2 地方税法附則第15条の9の2第4項又は第5項(省エネ改修が行われた認定長期優良住宅に対して課する固定資産税の減額)の規定の適用を受けたいので、東大和市税条例付則第10条の3第11項の規定により申告します。

納税義務者住所			
納税義務者氏名		電話番号	
個人番号又は法人番号	※個人番号の記載にあたっては、本人確認が必要となります。		
家屋所在地	東大和市 丁目 番地	家屋番号	
家屋の種類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> その他()	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他()造
建築年月日	年 月 日	居住床面積 /延床面積	m ² / m ²
改修工事完了年月日	年 月 日		
改修工事部位	<input type="checkbox"/> 窓の改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事		
改修工事費用	全体工事費用 _____ 円(省エネ改修工事以外の工事を含む) 省エネ改修工事費用 _____ 円 - 補助金等額 _____ 円 = 自己負担額 _____ 円		
備考	※改修工事が完了してから3か月以内に申告できなかった場合には、その理由を記入してください。		

《 添付書類 》

- (1) 改修工事の内容及び工事の費用がわかる書類(工事明細、見積書等の写し)
- (2) 改修工事箇所の写真
- (3) 改修工事費用を支払ったことがわかる書類(領収書等の写し)
- (4) 改修部位が現行の省エネ基準に適合した改修工事であることの証明書
(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するもの)
- (5) 建築士免許証の写し((4)の証明書を建築士が発行した場合に限る)
- (6) 補助金等の交付決定通知書の写し(工事に際して補助金等の交付を受けた場合に限る)
- (7) 長期優良住宅認定通知書の写し(2の申告の場合に限る)

下記処理欄は記入する必要がありません。

受付時確認	認可・却下	課長	係長	担当者
<input type="checkbox"/> 期日までに申告している、又は、期日を経過した場合はその理由を記載している <input type="checkbox"/> 記載内容に漏れがない <input type="checkbox"/> 添付書類が揃っている <input type="checkbox"/> 平成26年4月1日以前から所在し、耐震改修軽減に該当しない	認可()年度から ()年間 (1/3・2/3)減額 却下			

※記入方法等は裏面に記載しております。

《記入例及び記入にあたっての注意事項》

納税義務者住所	東大和市中央3丁目930番地		
納税義務者氏名	大和 太郎	電話番号	042-1111
個人番号又は法人番号	番号を記入	※個人番号の記載にあたっては、本人確認が必要となります。	
家屋所在地	東大和市 中央3丁目930番地	家屋番号	930番
家屋の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> その他()	造	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> その他(鉄筋コンクリート)造
建築年月日	○年○月○日	居住床面積 /延床面積	100㎡ / 100㎡
完了	○年○月○日		
改修工事部位	<input checked="" type="checkbox"/> 窓の改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input checked="" type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事		
改修工事費用	全体工事費用 <u>950,000</u> 円(省エネ改修工事以外の工事費用を含む) 省エネ改修工事費用 <u>700,000</u> 円 - 補助金等額 <u>30,000</u> 円 = 自己負担額 <u>670,000</u> 円		
備考	※改修工事が完了してから3か月以内に申告できなかった場合には、その理由を記入してください。		

- 注1 個人番号の記載にあたって、申告時にマイナンバーカード等で①番号確認を、免許証等で②身元確認を行います。(①と②を合わせて「本人確認」と言います。)
- 注2 平成26年4月1日以前から所在する住宅が対象となります。
- 注3 **窓の改修工事を含む工事**が対象となります。
- 注4 補助金等の交付を受けた場合は、補助金等の交付決定通知書の写しを添付してください。
- 注5 **補助金等を除いた自己負担額が60万円を超える場合**
 または、
断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超である場合
 が対象となります。

【問い合わせ先】
 東大和市 市民環境部 課税課 家屋資産税係
 市役所1階4番窓口
 〒207-8585 東大和市中央3-930
 TEL 042-563-2111
 内線 1059,1060,1061